

## 弘前市お城ロボットキャラクター「超城合体タメノブーンV」の使用に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、弘前市お城ロボットキャラクター「超城合体タメノブーンV」(以下、「城ロボ」という。)の名称及び各種キャラクターを使用する際に必要な事項を定めることを目的とする。

### (城ロボに関する権利)

第2条 城ロボの名称及び各種キャラクターに関する一切の権利は、弘前市に属する。

### (使用の申請)

第3条 城ロボを使用しようとする者は、あらかじめ弘前市長(以下「市長」という。)の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、事前に「超城合体タメノブーンV」使用承認申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書(事業内容のわかるもの)
- (2) 城ロボの使用方法がわかるもの
- (3) その他、市長が必要と認める書類

### (申請書の省略)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、申請の全部、又は一部を省略することができる。

- (1) 報道機関が報道を目的として実施する事業
- (2) 個人が非営利目的で城ロボのPRに使用する場合
- (3) その他、市長が申請を必要としないと認めた場合

### (使用の承認)

第5条 市長は、第3条の使用の申請があった場合は、その内容を審査し、「超城合体タメノブーンV」使用承認書(様式第2号)又は「超城合体タメノブーンV」使用不承認書(様式第3号)を交付するものとする。ただし、次に掲げるものについては使用を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想などの活動に使用しようとする場合
- (2) 法令及び公序良俗に反する、またはそのおそれのある場合
- (3) 城ロボのイメージを損なうおそれのある場合
- (4) その他、市長が城ロボの使用を適当ではないと認めた場合

(使用)

第6条 城ロボは、別に定める素材使用マニュアルに従って正しく使用するものとする。

(使用承認の変更)

第7条 城ロボの使用に関して、承認を受けた事項を変更する場合は、「超城合体タメノブーンV」使用承認変更申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(使用の取消・中止)

第8条 城ロボを使用する必要がなくなったときは、「超城合体タメノブーンV」使用承認取消届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、次に掲げるいずれかの場合、城ロボの使用承認を取り消し、または使用を中止させ、もしくは使用物件などの回収を指示することができる。

- (1) 使用者が、この要領に定める事項に違反した場合
- (2) 使用承認条件に違反した場合
- (3) 承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) 城ロボに関する著作権等を侵害したとき

(無承認の使用)

第9条 市長は、城ロボの無承認使用については、その使用の中止を求めることができる。

(二次的著作物)

第10条 城ロボを使用して二次的著作物(漫画、小説、絵本、紙芝居、フィギュア、演劇、アニメーション等)を作成する場合は、使用者は具体的条件に関して弘前市と別途協議により決定するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。